

平成23年度第5回練馬区地域包括支援センター運営協議会 会議要録 平成23年度第5回練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録	
1 日時	平成23年12月9日（金） 午後6時から8時
2 場所	練馬区役所本庁舎5階庁議室
3 出席者	（委員16名）（委員長）、吉賀成子委員長代理、新木繁男委員、岩橋栄子委員、角地徳久委員、北村貞子委員、鈴木志知郎委員、多伊良衛亮委員、辻正純委員、田中賦彦委員、新井みどり委員、奥田久幸委員、板倉直子委員、忠内信太郎委員、大嶺ひろ子委員、渡辺健一委員 （事務局5名）福祉部長、経営課長、介護保険課長、高齢社会対策課長、光が丘総合福祉事務所長
4 傍聴者	0名
5 議題	<p>○ 地域包括支援センター運営協議会</p> <p>1 第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）にかかる意見について …資料1・2</p> <p>○ 地域密着型サービス運営委員会</p> <p>1 第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）にかかる意見について …資料1・2</p> <p>2 指定地域密着型サービス事業者等の指定について …資料3</p> <p>3 （仮称）特別養護老人ホーム第3育秀苑の整備について …資料4</p> <p>4 指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準等の条例化について …資料5</p> <p>5 平成24年度基準・報酬改定の動向について …資料6</p> <p>○ その他</p> <p>1 介護保険について …資料7</p> <p>2 その他</p>
6 配布資料	<p>資料1 第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）</p> <p>資料2 第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）に関するパブリックコメント等について</p> <p>資料3 指定地域密着型サービス事業者等の指定について</p> <p>資料4 （仮称）特別養護老人ホーム第3育秀苑の整備について</p> <p>資料5 指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準等の条例化について</p> <p>資料6 平成24年度基準・報酬改定の動向について</p> <p>資料7 介護保険について</p>
7 所管課	<p>（地域包括支援センター運営協議会） 健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課高齢調整係 TEL：5984-4582（直通） Eメール：KOUREITAIISAKU10@city.nerima.tokyo.jp</p> <p>（地域密着型サービス運営委員会） 健康福祉事業本部福祉部介護保険課事業者係 TEL：5984-4589（直通） Eメール：kaigo02@city.nerima.tokyo.jp</p>

第5回地域包括支援センター運営協議会 第5回地域密着型サービス運営委員会

（平成23年12月9日（金）：午後6時00分～午後8時00分）

（委員長） 平成23年度第5回練馬区地域包括支援センター運営協議会、練馬区地域密着型サービス運営委員会を開催する。

最初に、事務局から本日の出席の委員および傍聴者の人数の報告をお願いする。

（事務局） 出席委員は13名である。なお、4名の委員から欠席の連絡が入っている。傍聴者はいない。

（委員長） それでは、次第に沿って、議事を進める。委員の皆様には、活発なご意見、ご発言をお願いする。

では、地域包括支援センター運営協議会を開会する。

案件の1、第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）にかかる意見についてである。

この案件1については、地域包括支援センター運営協議会と地域密着型サービス運営委員会の共通の案件である。事前に委員に送付した資料1の計画（素案）について、委員からのご意見を伺う。

まず、この案件に関連して資料2について、高齢社会対策課長に説明を願う。

（高齢社会対策課長） 【資料2について説明】

（委員長） それでは、委員の皆様からご意見をいただく。

（委員） 資料2、8ページの17番のところの説明のあった、介護・医療双方にわたる相談窓口の新たな設置ということだが、具体的なイメージがまだよくわからない。どのぐらいの箇所数だとか、相談窓口の体制がどのようなものなのかなど、もう少しイメージがわかるような説明をいただきたい。

（光が丘総合福祉事務所長） 介護と医療の連携のための窓口をつくるということなのだが、予算の関係もあり、いつから何か所ということは、まだ、具体的にはお話できないことが多い。しかしながら、最終的には、支所にすべてこういった連携がとれるような窓口をつくり、地域の最先端である支所で相談を受け、在宅の方の入院先、また逆に入院している方が在宅に戻ったときに必要な介護など、継続して在宅で過ごすために必要な連携ができるようにしていきたいと考えている。

（委員） 高齢者相談センターの支所、22か所に設置するということか。

（光が丘総合福祉事務所長） 将来的には全支所に設置することを目指している。

（委員長） よろしいか。そのほかにいかがか。

（委員） 関連してだが、在宅療養に関する相談があったときに、医師の意見が必要な場面があると思うが、22の支所全てで、医師のアドバイスを受けられる体制になるのか。

（光が丘総合福祉事務所長） 相談員は、看護師等の医療的な専門知識を持った職員を想定している。そこで、さまざまな地域の資源である、医師や介護保険事業者と横のつながりで連携をつくりながら、在宅で過ごすためにはどういった医療と介護のサービスが必要なのかなどの情報提供をする体制をつくっていく。医療的なアドバイスは、具体的には、医師と連携して相談に対応するといったイメージになろうかと思う。

例えば、在宅で過ごしている高齢者が、地域の医療機関にかかりながら、入院が必要に

そういった地域の支援に関して、福祉部としてアプローチとかサポートとか、そういった考え方はないものか。区からの何らかのそういったアプローチというのは、私の聞く範囲ではないと思う。こういった機会に、練馬区内にはたくさんの方の町会の部会があるので、もう少しきめ細かな対応が欲しいと思っている。その辺はいかがか。

（福祉部長） 練馬区の基本構想の中では、地域コミュニティの活性化というのが大きなテーマになっており、今、活性化プログラムというのを検討している。

具体的なイメージとしては、区の今の出張所ぐらいの単位のところには職員を配置し、町会活動等の支援をしようという発想がある。それ以外に、さまざまな事業についての、補助金のような制度もあったと思う。そういったものも含めて、地域で献身的に地域のコミュニティづくりを支えていらっしゃる方を、区としても現場で応援しようということを取り組もうとしている。委員のご意見も受けとめながら、さらに具体化に向けて検討を進めていきたい。

（委員長） そのほかいかがか。

（委員） 見守り相談所のイメージ、見守りそのものをどんな形でどのような場所やろうとしているのか、全体を説明いただきたい。

（光が丘総合福祉事務所長） 見守りが必要な方が多い場所というのは、難しい表現ではあるが、区が考えているのは、大きな都営住宅がある地域である。都営住宅では非常に高齢化が進んでおり、そういった都営住宅の近くの店舗を借りるなどして、見守り相談所の拠点をつくる。そこに何名かに常駐してもらい、団地やその周辺の方々に出向いて行って、積極的な見守りをする。具体的には、そういったイメージを持っている。

（委員） その見守りというのは、外を巡回する、廊下を巡回するという程度の内容か。それとも1軒1軒声をかけていくという形なのか。

（光が丘総合福祉事務所長） 外の巡回というよりも、例えば災害時要援護者名簿やひとりぐらし高齢者の実態調査の名簿などを活用して、積極的に、1軒1軒訪ねていきながら、見守りに必要な活動をしていく。それには職員だけではなかなかできないので、地域をコーディネートしながら、見守りの活動に積極的に参加していただける方を発掘し、面的な形で見守りをできるような体制にしていきたい。

（委員） 見守り相談所に関連して、番号33のところ、見守り訪問員や認知症予防推進員、認知症サポーター、キャラバンメイトについて書いてあるが、こういう方たちの活動を見守り相談所の中に盛り込むということできないものか。

（高齢社会対策課長） 委員のご発言のとおり、地域で活動されている方々のご協力をいただかないと、見守り相談所を幾らつくっても活動はなかなか進まないと考えている。いただいたご意見にあるように、例えば見守り訪問員の方たちのご協力もいただきながら、地域の方たちをピンポイントで、一つ一つ確認をしていくなど、見守りの相談所の拠点をつくったときには、そういったことでもご協力をお願いしていきたいと考えている。

（委員） 関連して、33番にも書いてあるが、ボランティア活動を推進するとのことだが、ボランティア活動の場合、無償ということが頭にあると思う。欧米などでは、最小限の昼食代程度のそういったお金を出してのボランティアとなっているが、日本の場合は、ほとんどボランティアというと、無償でやってくれということであって、参加者が1回行って、2回目、3回目はなかなか来られない傾向が多いと思う。

ほかの区ではそんなことをやっていないので、練馬区独特のシステムをつくって、せめて協力してくれるボランティアの方に昼食代程度の日当を出すとか、そういった手当のようなもの考えて、ボランティアに参加する方を支援するのはいかがか。そういった方法でシニアの方のボランティアへの参加意欲を高まらせるような方法を講じてもいいのではないかと思う。

（高齢社会対策課長） 大変貴重なご意見である。実はボランティアということの考え方が、委員の意見のとおり、少しずつ変わりつつある。昔は無償制、自発性、公共性などの三原則があり、割とこだわってはきていた。ここのところ、確かにすべてのボランティアを無償というのなかなか厳しいということで、これはひとつの例なのだが、練馬区の認知症予防の推進員の方には、参加いただくときに、活動に必要な何かしらの、昔はテレホンカードなどをお渡ししていた時代もあった。本当に少々のもなのだが、そのようなものをお配りするなど、区としても、そのあたりは考慮して、変えていける部分もあると思う。いただいた意見については、改めて検討させていただきたい。

（委員） そのほかに、ポイント制度のようなものを活用することはできないか。全くの無償ではなく、わずかでもポイントをためてもらい、ほかの機会、自分が支援を受けるときにそれで支払うような、そういった制度はできないか。

（高齢社会対策課長） ボランティアポイントという制度は、さまざまな形で実施している区も出始めているところである。

正直申し上げますと、ボランティアのポイントをいかに管理していくかといった、さまざまな課題がある。実は練馬区も昔、福祉公社の時代に、ボランティアポイント制度をおこなっていたことがあったが、なかなかポイントなどの管理が難しく、終了になってしまったという経緯も。そういった意味では慎重ではあるが、検討していきたいとは思っている。決して後ろ向きではなく、今現在の回答としては、慎重に検討させていただくということでご理解をいただければ、と思う。

（委員長） そのほかご意見、ご質問はよろしいか。

（委員） 今年、東日本大震災を契機にして、絆という言葉が多く使われているが、必ずしも大震災とのかかわりだけではなく、日本社会に孤独という新しい社会問題が少しずつ浸透してきたのではないかと思う、私が若いときアメリカに行っていたころ、アメリカでは孤独という問題に対して、非常に丁寧な対策がシステムとして組まれ、行われていたが、日本には関係ない話だなど、思っていた。しかし、今年、そういう絆ということがいろいろところで言われていることも含めて、最近やはり孤独ということが、新たな課題として登場してきているのではないかと感じる。

特に高齢者の孤独という問題、不安心理というような問題は、認知症の方に限らず、孤独ということに伴って、不安を感じている高齢者がだんだん増えてきていると思う。単身の方あるいは夫婦のみ世帯が増えてきており、同居する家族が3分の1ぐらいに少なくなっている中で、この問題がこれからの課題だと思っている。これらのことを踏まえて、今度の高齢者住まい法の改正で、サービス付き高齢者向け住宅が制度化され、特に見守りと生活相談というのが必須サービスとなった。

見守りにはいろいろなやり方があると思うが、特に生活相談サービスというものを、高齢者向け住宅に必須のサービスとして義務づけたということの意味は、かなり大きいこ

となのではないかなと思う。孤独の問題に対応する意味でも、高齢者相談センターに積極的に出かけてきてくれる方が多ければよいのだが、それは必ずしも多数派ではない。むしろ引きこもっている方のほうに問題があるわけだから、そういう人たちが高齢者住宅の中で、そういう生活相談サービスを受けられるようになるということが、一つの大きな対応策なのではないかなと思って期待している。これからの問題だと思うが、介護つきの高齢者住宅であれば、比較的採算がとりやすいが、必須サービスに限定したような高齢者向け住宅というのは、経営的にはなかなか難しく、サービスが供給はされにくいのではないかと一般に見られている。ここでも研究課題とされ、71ページで今後の研究ということが書かれていて、その中で議論されることかは思うのだが、孤独とのことも絡めて、生活相談サービスを中心とした必須サービス付き高齢者向け住宅というものをどのように普及させ、支援していくのか。あるいはそういったサービスを提供する事業者を育てていくかというあたりは、今後の課題として少し注意して見守っていただきたいと思っている。このあたりについての考えはいかがか。

（高齢社会対策課長） サービス付高齢者向け住宅に関しては、区としても、これを区内に整備していければいいという思いは強く持っている。ただ、入居する対象者の方たちが、比較的中堅所得層の方たちということもある。この住宅をつくると、恐らく幾ら安くても10万円を下らない家賃となる。練馬区だと、もう少し超えるかとも思う。そのような住宅を区として予算措置をし、整備を支援することは、現状ではなかなか難しいと考える。

先ほども説明をさせていただいたが、従来のケアハウスの基準を大きく緩和した都市型ケアハウス、これは生活支援サービスがついているケアハウスということになるので、低所得者の方を対象とし、素案にも掲載したが、定員200床、200人分を整備していきたい。サービス付き高齢者向け住宅については、基本的には民間の事業者による整備ということになっているので、10月1日より住まい法が改正になり、登録制度が行われているので、区としては、現在、それについてのさまざまな周知活動をしていく。周知活動の中で、これは他人頼みのような話になり大変恐縮なのだが、何とか整備をしていただけないかという働きかけをしていく。区としては、そういう形のすみ分けというか、施策の分けをしているような状況である。

（委員） ケアハウスがたくさんできればよいが、極めて例外的な方しか入れないという状況の中で、今は大部分の方が持ち家に住んでいるが、孤独の問題もあるだろう。例えば持ち家の維持そのものが困難になるなどして、それこそ半分ぐらい、かなりの人に対して手当てが必要なのではないかと思う。今持ち家に住んでいる方の半分ぐらいは、場合によっては、生活相談サービス付きの高齢者住宅が必要になってくるのではないのか。これは私の勝手な思い込みだが、そのぐらいの位置づけで、施策として何か対応を考えていく必要があるのではないか。そういったものがうまくできると、行政の負荷も随分減ってくるという面もあると思う。もっと民間の力を上手に活用するというのが、もともとの介護保険制度も含めて、最近の傾向だろうと思う。せっかく制度化されたものをうまく活用していくための、呼び水となるような施策を何か考えていただけるとよいのではないのかと思うのだが。

（高齢社会対策課長） 昨年度行った高齢者基礎調査の中で、今すぐに具体的な数字がないので申し訳ないが、できるだけ住みなれた家に住んでいきたい、継続していきたいと

いう希望が大変強いことがわかっている。その中で、委員からのご意見のように、どうしても家に一人でいるのが不安だとか、そういったような方たちへの施策は、例えば養護老人ホームや、都市型ケアハウスもあり、ご意見のようなサービス付き高齢者住宅もあり、さまざまな展開もできてくると思う。

このサービス付き高齢者住宅については、国の補助制度があるので、これを事業者に周知をしながら、ぜひサービス付き高齢者住宅についても整備をしていただきたいといった周知活動に、積極的に努めていきたいと思っている。施設系の窓口でも、何か施設をつくりたい、土地もあるのだけれど、何かないかという相談の時には、必ずこのサービス付き高齢者住宅についての案内もしている。その中で、事業者がさまざまな施設や住宅の建設を選択する中に、サービス付き高齢者住宅があるといったことで、取り組んでいきたいと思う。

（委員） 住みなれた家という希望が強いことは、私も十分理解しているし、それが望ましいことであると思う。在宅医療も、もっと普及する必要があるとは思っている。それはもちろん一番望ましいことだと思うが、必ずしも住みなれた家だけにこだわらずに、住みなれた地域に住み続けるということも、セカンドベストとして、もっと推進していく必要があるのではないかと思う。

そういう中で、住みなれた地域にこういう必須サービス付きの高齢者向け住宅というものを育てていくという施策も、今後必要なのではないかと思う。

今、確かに補助制度もあるが、問題は、建物を建てることではなくて、サービスを提供する事業者が採算がとれないということだと思う。建物を建てる事業者と、サービスを提供する事業者とが連携してやっていくという形が多くなると思うが、その場合に、サービスを提供する事業者の方が、必須サービスだけでは事業化が困難、という理由で前に進まないという面が強くなると思う。その辺についても、少し課題として考えていただきたい。

（委員長） そのほか、いかがか。意見や質問はないか。

（なし）

（委員長） 区民からのパブリックコメントと、ただいま委員の皆様からいただいたご意見について、今後、区は検討のうえ必要に応じて、計画素案から計画案を作成する際に反映させていくこととなる。作成された計画案は、改めて委員の皆様にお示しする。

以上で、地域包括支援センターの運営協議会を終了する。

引き続き、地域密着型サービス運営委員会を開会する。

先ほど申し上げたとおり、案件1については、地域包括支援センター運営協議会との共通の案件なので、案件の2から議事を進める。

案件の2、指定地域密着型サービス事業者等の指定について、介護保険課長に資料3のご説明を願う。

（介護保険課長） 【資料3について説明】

（委員長） ただいまの説明に対して、ご質問あるいはご意見などがあればお願いします。

（なし）

（委員長） 続いて、案件の3である。（仮称）特別養護老人ホーム第3育秀苑の整備計画について、資料4の説明をお願いします。

（介護保険課長） 【資料4について説明】

(委員長) 何か意見はあるか。

(なし)

(委員長) それでは、案件の4、指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準などの条例化について、資料5の説明を願う。

(介護保険課長) 【資料5について説明】

(委員長) ただいまの説明で何か質問あるいは意見があれば、願います。

(なし)

(委員長) 引き続き、案件の5、平成24年度基準・報酬改定の動向について、資料6の説明をお願いします。

(介護保険課長) 【資料6について説明】

(委員長) ただいまの説明で何か質問あるいは意見があれば、願います。

(委員) 資料12ページだが、サービス付き高齢者向け住宅においてサービス提供を行う場合は、地域への展開を義務づけてはどうかとの記載があるが、これはどういうことを意味しているのかよくわからない。一般的にサービス付き高齢者向け住宅は、地域の在宅介護サービスを利用するというのが前提だと思う。ただ、例えば介護付きの高齢者住宅というような場合だと、施設介護に近い形になり、利用者のサービス選択ができなくなってしまう。サービス付き高齢者向け住宅については、場合によっては、逆に、地域からサービスを受けることができなくなることもあるのではないかと、思っていた。サービスを提供する事業者へ地域への展開を義務づけるというのは、どういう意味か。

(介護保険課長) サービス付き高齢者住宅、高齢者向け住宅等集合住宅に定期巡回・随時対応サービス事業所を併設するケースが想定される。定期巡回といいながらも、そのサービス付き高齢者住宅の中だけを対象とする、あるいはその集合住宅の中の住民だけを相手にして、効率的にサービスを提供することで利益を確保したいというようなことを考え方も想定される。それについては、その集合住宅の中だけでなく、その周辺の方々に対するサービスも含めて事業を展開させるというようなことを考えてはどうか、という趣旨の記載である。

(委員長) よろしいか。そのほかには、いかがか。

(委員) 定期巡回・随時対応サービスの新設などがあつた中で、これから複合型サービスも含めて訪問看護の事業所の出番や、必要性が高くなると思う。その中で訪問看護の事業所が少ないということを知ったが、これからは増えるのか。それとも、地域によって違いがあるのか。区の認識はいかがか。

(高齢社会対策課長) 訪問看護の事業所との話の中では、訪問看護の仕事がきつい、給料が低い、また、それしか払えないというような話もあり、なかなか定着しないと聞く。また熱意がある方で支えられている等、さまざまなことが言われている。

訪問看護に関しては、医療職の中でも、非常に求められているということもある。区でも、福祉部ではなく健康部にあるが、地域医療課という部署で、看護職員フェアというものを行っている。そこでは、例えば出産などでしばらく仕事を休んでいた看護師の、復職のためのきっかけとなるような情報の提供を行ったり、また、個別の相談会を行うなどして、何とか看護師を確保したいと考えている。

また、介護の分野でも、練馬区社会福祉事業団が行っている介護人材育成研修センター

が、介護人材に関する確保の事業を行っている。その事業の中で、看護師や訪問看護師の確保について、どのようにしていくかということ、今後検討していこうとしている。

基本的には、先ほど申し上げたように、仕事の内容が結構大変だという状況の中で、何とか仕事に就いていただく方を発掘していく、というのが現状であると思っている。

（委員長） そのほかには、いかがか。よろしいか。

（なし）

（委員長） これで、地域密着型サービス運営委員会を終了する。

続いて、その他の案件の1、介護保険について、資料7の説明を、願います。

（介護保険課長） 【資料7について説明】

（委員長） ただいまのご説明で何かご質問はあるか。

（なし）

（委員長） それでは、さらに介護保険課長、何かあるか。

（介護保険課長） その他のその他である。練馬区では、国で定めた介護の日を含む1週間で練馬区介護週間として、さまざまな事業を行っている。

今年は、地域密着型サービスを紹介する映像を作製し、11月12日土曜日に開催した講演会において、上映を行ったところである。

本日は、若干お時間を拝借いたしまして、その映像をごらんいただきたいと思う。

映像の内容は、区内で事業を実施している夜間対応型訪問介護、認知症対応型デイサービス、小規模多機能型居宅介護支援、グループホームといった地域密着型サービスについて、実際の利用者にご登場いただき、サービスの現場の様態を撮影したものである。

（DVD上映）

（委員長） DVDはいかがだったろうか。利用者の方たちの表情もすてきで、和むような雰囲気がよかったと思った。DVDのことで、何かあるか。

（なし）

（委員長） 次回の日程と席上の資料について、事務局から願います。

（事務局） 席上に「練馬の介護保険」という冊子をお配りしている。平成22年度の介護保険の実績報告をまとめたものである。

次回は平成24年3月9日金曜日、午後3時からこの会場での開催を予定している。

（委員長） 次回の第6回地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会は、3月9日金曜日の午後3時から開催する。開催通知は、改めて通知させていただきます。

また、10月21日に開催した平成23年度第4回委員会等の会議要録（案）をお配りした、発言の内容などを確認いただき、訂正がある場合は平成23年12月26日月曜日までに事務局へ連絡をいただきたい。

本日は、12月という大変お忙しい中、お集まりいただき、大変活発なご意見をいただき感謝する。次回は少し日程が空き、年度末というまた忙しい時期になるが、ご出席をよろしく願います。

以上で、本日の会議を終了する。

（了）